

教職員各位

新型コロナウイルス感染症への対応について（第19版）

青森県立保健大学危機管理対策本部

本学における対応については、青森県対処方針に基づき、危機管理対策本部が状況に応じて隨時決定しますので、以下に従って行動するとともに、別添1の『「新しい生活様式』の実践例』を参考に感染拡大防止に留意してください。

現在、青森県では、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に広まっているため、感染防止対策を徹底し、人ととの接触を減らすことが重要になっています。

緊急時の措置として、より厳しい対策をとることもあり、その場合は、サイボウズ及びWebexの各学科スペースで周知しますので、毎日、サイボウズ及びWebexの各学科スペースを確認してください。

1 授業について

(1) 対面授業について

対面授業を継続しますので、授業の実施に当たっては、感染対策を徹底してください。

(2) 遠隔授業について

遠隔授業への移行については、感染拡大の状況を踏まえて、大学が判断し、学生・教職員等に周知しますので、遠隔授業の実施体制を整えてください。

2 県外等への移動及び届出について

発熱等の症状がある場合の移動は自粛してください。

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域については、以下のURLにアクセスいただきか、「青森県庁」と検索して青森県のホームページで確認してください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/>

(1) 県外への移動について

ア 緊急事態措置の実施区域への移動

緊急事態措置の実施区域への移動については、青森県の対応方針に準拠した対応としますが、基本的な対応は下記のとおりです。

【緊急事態措置の実施区域への移動に係る基本的な対応】

- 移動を自粛してください。
- やむを得ない理由により、移動する場合は、感染対策を徹底し、移動先での不要不急の外出は控えてください。
- 実施区域から移動してきた場合は、7日間の出勤停止としますので、その間は不要不急の外出を自粛し、人との接触は必要最小限にとどめてください。
- 出勤停止期間の考え方については別添2「緊急事態宣言対象地域への移動後の出席（出勤）停止の考え方」を御確認ください。

イ まん延防止等重点措置の実施区域への移動

青森県では、実施区域への不要不急の往来を控えるよう、県民に対し協力要請を行っていますので、本学の対応を下記のとおりとします。

【まん延防止等重点措置の実施区域への移動に係る基本的な対応】

- 実施区域への不要不急の移動は自粛してください。やむを得ない理由により移動する場合は、感染対策を徹底し、移動先での不要不急の外出は控えてください。
- 実施区域からの移動後の出勤の制限はありませんが、移動後7日間は不要不急の外出を自粛し、人との接触は最小限に留めてください。

ウ 県内外への移動

(ア) 他都道府県への移動

1月21日から4月10日までの間は、不要不急の他都道府県への移動は自粛してください。

(イ) 県内の移動

制限はありませんが、移動先の感染状況を確認し、慎重に判断するとともに、移動先の自治体が実施する措置に従って慎重な行動をしてください。

エ 出張等について

1月21日から4月10日までの間は、出張や会議等への出席を控え書面又はウェブ会議等により代替してください。

(2) 県外移動届の提出について

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域へ移動する際は、県外移動届を提出してください。

(提出方法)

以下のURL又はQRコードにアクセスし、必要項目を入力して送信してください。（大学のホームページからも提出が可能です。）

<https://bit.ly/2XEoGT1>



3 移動後の健康観察と記録について

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置の実施区域、並びに県内外の感染拡大地域への移動後は、検温等の健康観察の結果を7日間記録するとともに、不要不急の外出を避けるなど感染防止対策を徹底してください。

4 外出について

1月21日から4月10日までの間は、普段の生活においても、普段から一緒にいる人以外の人との接触を自粛してください。なお、外出する際は、必ずマスクを着用し、人との適切な距離（できるだけ2m、最低1m：ソーシャルディスタンシング）を保ち、①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話・発声する密接場面のすべてを避けるとともに、以下に留意してください。

ア イベント、会議、スポーツ、夜間の飲食等も含め、あらゆる場面において、感染リスクを低減させるため、前述の密閉、密集、密接を避ける「ゼロ密」を目指してください。

イ 大人数での会食や飲み会は避けてください。

特に、歓迎会、送別会等の多人数での会食は行わないでください。

会食は、「普段から一緒にいる人(家族等)」と「少人数」で行うようにしてください。

また、飲食中も会話時は必ずマスクを着用し、短時間・適度な酒量で行ってください。

ウ 会食等で飲食店等を利用する場合は、都道府県から感染防止対策の認証を受けた飲食店を利用するとともに、大声を出す行動（大声で話す、カラオケやイベント、スポーツ観戦等で大声を出すなど）は自粛してください。

また、体調が悪い場合は参加しないでください。

※都道府県による感染防止対策の認証は、本県では「あおもり飲食店感染防止対策認証制度」として実施しており、他都道府県においても、同様の認証制度を実施しています。認証基準に基づき、感染防止対策を適切に実施する飲食店を認証する制度で、本県では、認証された飲食店に対し認証書及び認証ステッカーを交付し、あおもり飲食店感染防止対策認証制度ホームページで公表しています。

エ 祭りやイベントについては、主催者等が実施する感染防止対策を事前に確認の上、ルールを守って参加してください。

- (2) 公共交通機関は、混んでいる時間帯を避け、マスクを着用して利用ください。
- (3) 手洗い、咳エチケット等の感染対策を徹底してください。

5 自宅等における感染対策について

- (1) 毎朝、検温等の健康観察を行ってください。
- (2) 手洗い・手指消毒を徹底してください。

6 職場の感染対策について

- (1) 学内で実施する会議や研修等については、1月21日から4月10日までの間は、可能な場合はWEB開催してください。対面で実施する場合は、密閉、密集、密接を避け、学外者に対しては、できるだけWEB参加を依頼してください。
- (2) 食事をとる際は、「黙食」を心掛け、他職員との距離を十分にとり、飲食中も会話時は必ずマスクを着用してください。
密になる場合は、談話室、交流センター等を利用して下さい。

7 授業及び学生への指示等について

- (1) 本学の「基本方針」及び「新型コロナウィルス感染症への対応について（教職員各位、学生各位）」をサイボウズに掲載していますので、隨時確認し、これに基づいた指導をお願いいたします。
- (2) 授業の際のマスクの着用について、状況に応じて学生に指示してください。
- (3) 施設使用時は必ず換気設備のスイッチを入れ、施設管理担当の指示に従って扉を開放してください。なお、各教室等に、換気に係る具体的な指示事項を掲示していますので、これに基づき換気を実施してください。
- (4) 体調不良により出席停止を指示している間の授業については、学生に学習の機会を確保する必要がありますので、指導をお願いします。

※出席停止について

①出席停止とは

学校保健安全法により定められており、感染症に感染している、感染の疑いがある、又は感染する恐れがあるときは校長が出席を停止させることができます。
出席停止となる場合は、解除の指示があるまでは出席できません。

②出席停止期間中の取扱いについて

学習の機会を確保すること

学生には出席停止が解除された際に、担当教員へ相談するよう周知しています。

(5) 食堂を利用する際は、利用前にパーテーションを除菌ティッシュ等で拭いてください。また、密を避けるために、コミュニティホールの積極的利用及び昼休みに限った教室での飲食を認めています。

8 在宅勤務について

県内の感染者の急増及びまん延防止等重点措置が適用されたことに伴い、本学内での3密防止及び感染機会の低減を目的として、令和4年3月31日までの期間について、在宅勤務を推進します。

在宅勤務を行う場合の基本的な手続きは以下のとおりですが、在宅勤務の具体的な事例等については別途通知します。

(1) 教員

「在宅勤務願」を原則として事前に所属長に提出し、承認を受け、総務課まで提出してください。

(2) 事務職員

「公立大学法人青森県立保健大学新型ウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務に係る実施要領」（令和3年7月13日改定）により手続きを行ってください。

9 感染が疑われる症状がある場合について

風邪症状や微熱を含む短期間の発熱その他の症状がある場合は、自宅待機の上、保健室に連絡をして指示を受けてください。

また、医療機関を受診する際は、以下のとおり対応してください。

(1) かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医に電話相談してください。

①かかりつけ医が対応可能の場合

指定された時間に受診してください。

②かかりつけ医が対応不可の場合

かかりつけ医から案内された他の診療・検査医療機関に相談してください。

(2) かかりつけ医がない場合

県コールセンターに電話してください。

0120-123-801 (24時間受付、土日祝日を含む)

10 PCR検査等に関する連絡と対応について

(1) PCR検査対象者となった又は濃厚接触者あるいは接触者となった場合

- 以下のURL又は右記のQRコードにアクセスし、報告してください。

<https://forms.office.com/r/GnK5xSD7cE>

大学のホームページからも報告することができます。

- 報告を確認後に、本学から、折り返し電話連絡を行います。

- WEB上で報告が出来ない場合は下記に電話連絡してください。

(2) 出勤停止等の対応

基本的に、PCR検査等の結果が陽性となった場合は、新型コロナウイルス感染症が治癒するまでの間、出勤停止となります。また、陰性でも、保健所が指示した健康新察期間が経過するまでは、個別に出勤停止等の対応を決定します。

(3) 同居の家族等が次に該当する場合、下記に電話連絡してください。



- ・PCR検査対象者となった又は濃厚接触者あるいは接触者となった場合
 - ・濃厚接触者ではないが、保健所の指示等により、PCR検査等を受けることになった場合
- (電話連絡先)
- 平日の場合 時間：8:30～15:30 連絡先：017-765-2112（保健室）
上記に連絡がつかなかった場合 連絡先：017-765-2111（防災センター）
防災センターからリスクマネジメント担当職員へ連絡します。

11 県外からの講師等の招へいについて

- (1) 緊急事態措置の実施区域からの講師等については、原則、来学を認めないこととしますので、遠隔授業等により対応することを検討してください。
- (2) 緊急事態措置の実施区域を除く県外からの講師等については、可能な限り遠隔授業等により対応することを検討してください。
なお、来学する場合は、健康状態及び移動歴等の確認をお願いします。
- (3) 来学により対面授業を行う場合は、移動歴や体温測定の確認が必要ですので、非常勤講師あての学部長通知（2021年9月改定）に従ってください。

12 相談窓口について

学生を対象としてメールによる以下の専用相談窓口を開設していますので、御留意ください。（平日、日中の回答となります。）なお、教務学生課や総務課の窓口での相談も受け付けています。

- (1) 奨学金、授業料の減免及び実習宿泊料等助成について（教務学生課）
新型ウイルス感染症対策学生支援窓口
TEL:017-765-2007
E-Mail: support2020@auhw.ac.jp
- (2) 授業料の納入猶予に関する相談について（総務課）
TEL:017-765-2006
E-Mail:gakuhi@auhw.ac.jp
- (3) ドミトリーへの宿泊の相談について（総務課）
TEL:017-765-2005

13 LINE公式アカウント「青森県-新型コロナ対策パーソナルサポート」について

青森県では、新型コロナウイルス感染症に関する情報を配信するためのLINE公式アカウントを開設しています。

当該アカウントを「友達」に追加すると、青森県内における感染者の発生状況、その他新型コロナウイルス感染症に関する情報が配信されますので、御活用ください。

友達への追加は左記のQRコードをスキャンする、またはLINEで「青森県 コロナ」又は「@aomori.covid-19」と検索してください。



14 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用について

厚生労働省が開発した「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を活用することで、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受け取ることができ、それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出の自粛など適切な行動をとることができます。

なお、個人情報等は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されます。

アプリのインストール方法等詳しくは、以下の URL 若しくは QR コードにアクセスし、確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html



15 情報共有について

本方針は基本的な事項を記載したものであり、具体的な取扱いは、各部局から示されたものに従ってください。今後もサイボウズにより情報を配信しますので、毎日、確認してください。

16 対応の更新について

| | | |
|------|------------|------|
| 第1版 | 令和2年10月9日 | 制定 |
| 第2版 | 令和2年11月11日 | 改定 |
| 第3版 | 令和2年11月18日 | 改定 |
| 第4版 | 令和2年12月1日 | 改定 |
| 第5版 | 令和3年1月8日 | 改定 |
| 第6版 | 令和3年1月14日 | 改定 |
| 第7版 | 令和3年2月5日 | 改定 |
| 第8版 | 令和3年3月23日 | 改定 |
| 第9版 | 令和3年4月6日 | 改定 |
| 第10版 | 令和3年4月16日 | 改定 |
| 第10版 | 令和3年4月22日 | 別紙改定 |
| 第11版 | 令和3年4月27日 | 改定 |
| 第12版 | 令和3年5月12日 | 改定 |
| 第12版 | 令和3年5月17日 | 別紙改定 |
| 第12版 | 令和3年5月24日 | 別紙改定 |
| 第12版 | 令和3年5月31日 | 別紙改定 |
| 第12版 | 令和3年6月30日 | 別紙改定 |
| 第12版 | 令和3年7月12日 | 別紙改定 |
| 第12版 | 令和3年8月3日 | 別紙改定 |
| 第12版 | 令和3年9月3日 | 別紙改定 |
| 第12版 | 令和3年9月14日 | 別紙改定 |
| 第13版 | 令和3年11月1日 | 改定 |
| 第14版 | 令和3年12月8日 | 改定 |
| 第15版 | 令和4年1月21日 | 改定 |
| 第16版 | 令和4年2月4日 | 改定 |
| 第17版 | 令和4年2月21日 | 改定 |
| 第18版 | 令和4年3月7日 | 改定 |
| 第19版 | 令和4年3月22日 | 改定 |

令和2年6月19日 厚生労働省 「新しい生活様式」より引用
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人の間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人ととの間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

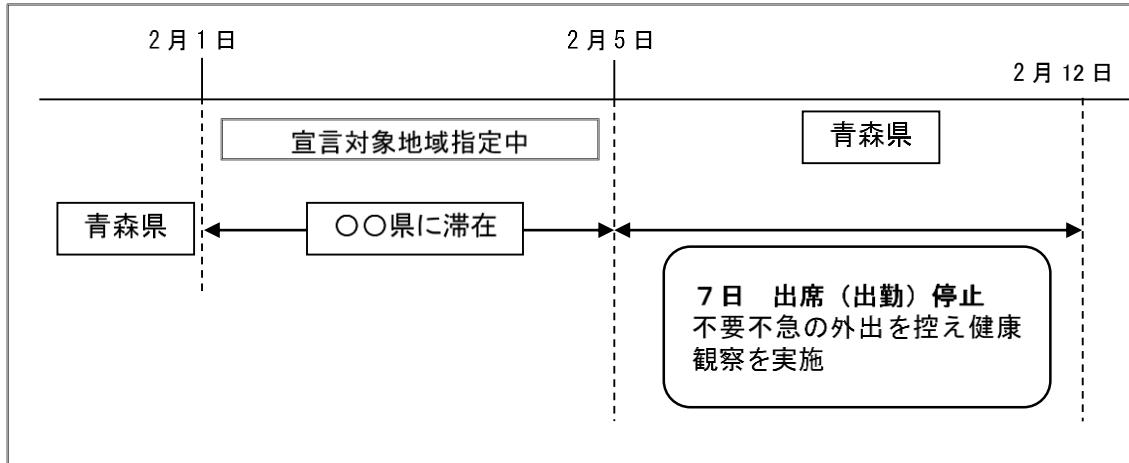
(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

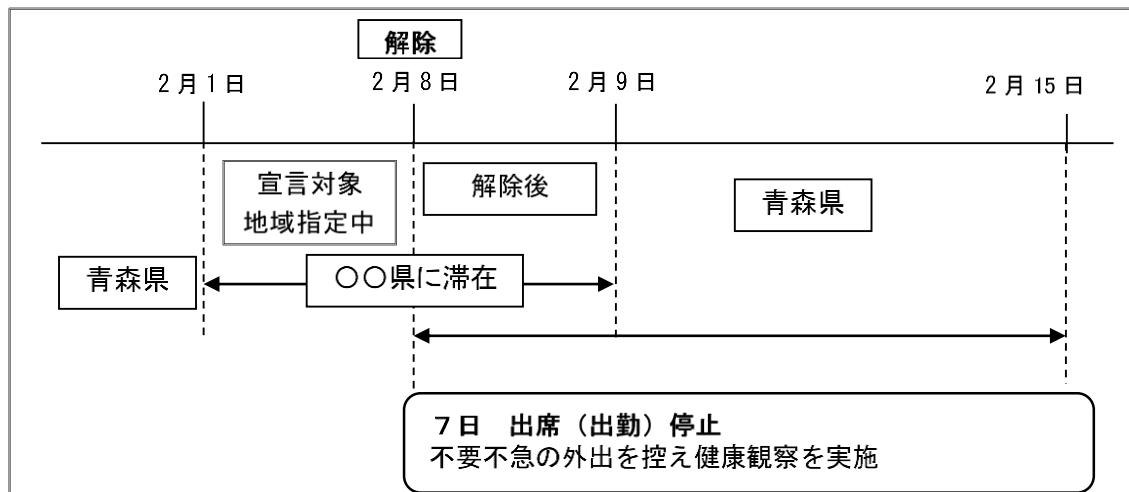
※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

緊急事態宣言対象地域への移動後の出席（出勤）停止の考え方

1 緊急事態宣言対象地域である〇〇県へ滞在して帰省した場合



2 緊急事態宣言対象地域である〇〇県へ滞在中に特定警戒の指定が解除された場合



3 緊急事態宣言対象地域の指定が解除された後に当該〇〇県に滞在した場合

